

新潟市水道局広報要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市水道局が行う事業（以下「事業」という。）の広報に関し必要な事項を定めるものとする。

(広報事項)

第2条 広報する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業運営、施策、諸事業等で周知を要する事項
- (2) 法令、条例、管理規程等で特に必要があると認められる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める事項

(広報媒体)

第3条 広報媒体は、活字媒体、視聴覚媒体、活動媒体その他媒体とする。

(広報委員会)

第4条 広報事務を適正に行うため、新潟市水道局広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、広報の方針、企画その他必要と認められる事項について協議する。

(組織)

第5条 委員会の委員は、部長、課長、技術管理室長、事務所長及び広報・人材育成室長をもって充てる。

(招集及び議決)

第6条 委員会は、総務部長が招集し、その議事の進行を務める。

- 2 総務部長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 3 委員会の議事は、委員の合意によって決定する。

(広報資料の提出及び指示)

第7条 総務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、必要に応じて内部部局の課長に対して資料の提出を求め、又は広報事務について必要な事項を指示することができる。

(広報企画調整員)

第8条 広報事務を円滑かつ効果的に行うため、広報企画調整員を置く。

- 2 広報企画調整員は、所属長が推薦する職員をもって充てる。

3 広報企画調整員は、委員と連携し、課内及び総務課との広報に関する連絡調整に当たる。

4 広報企画調整員は、広報の企画に関して意見を述べることができる。

(広報企画調整員会議)

第9条 総務課長は、定期又は必要に応じて広報企画調整員会議を招集することができる。

2 前項に掲げる広報企画調整員会議は、総務課長が検討事項別に指名した広報企画調整員をもってその都度組織する。

3 総務課長は、必要があるときは、広報企画調整員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第10条 委員会及び広報企画調整員会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の広報に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。